

令和 4 年度 第 11 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 2 月 24 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 50 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 13 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7	山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	5	西口 孝		6	太田 憲男	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	岡原 智恵子		推進委員	増崎 淳子	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)					

令和 4 年度第 11 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 4 年度愛南町農業委員会第 11 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 13 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 5 番、西口 孝委員と 6 番、太田 憲男委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 18 番、広見の 2 筆、地目・面積は、畑・424 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 31.7aでございます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。18 番お願い致します。
委員	場所は、広域農道沿いの山の神池の端にある土地です。譲渡人がケアハウスに入居される際に、自宅を購入なさっていて、それに付随してある家の周りの農地を買入れなさるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意

	見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
事務局	次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
	議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。
	受付番号3番、広見、地目・面積は畑・126㎡でございます。転用目的は農家住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。
	以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3番お願い致します。
委員	申請地の隣の自宅を建て替えなされたのですが、裏がみかん畑で、その間が土の土手になっておりました。建て替えの際にコンクリート壁を付けたいと思われたのですが、農地にかかっていたことが分かり、今回の申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号23番、緑乙の2筆、地目・面積は田・114㎡、畑・138㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。23番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、緑新鮮市から奥に向かって見ていただいたらお墓があるのですが、その下の町道を奥に通っていきましたら、申請地は左側にあります。家が一軒建っているのが、譲受人の今住んでいる自宅です。譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人の家が狭くなったので、もう一軒家を建てるという申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決</p>

事務局	<p>定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 158 番は再設定で、正木の 2 筆、地目・面積は田・1,671 m²、畑・1,492 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 159 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,859 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 160 番は再設定で、広見、地目・面積は田・644 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 161 番は再設定で、御荘和口の 2 筆、地目・面積は田・4,712 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 162 番は再設定で、御荘和口の 2 筆、地目・面積は田・2,456 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 163 番は再設定で、御荘和口の 3 筆、地目・面積は畑・3,128 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 164 番は新規で、城辺甲の 10 筆、地目・面積は田・4,926 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 165 番は新規で、御荘平山、地目・面積は畑・5,105 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 166 番は新規で、緑甲、地目・面積は田・4,087 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 167 番は新規で、上大道の 4 筆、地目・面積は田・2,649 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 168 番は新規で、広見の 4 筆、地目・面積は田・1,410 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 169 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・2,295 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>以上 12 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
-----	--

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 次に議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(一括方式)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(一括方式)、をご説明させていただきます。こちらは、農地中間管理機構を通した貸借となっております。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番は新規で、緑乙、地目・面積は田・2,510 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 1 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 西口 孝

議事録署名人 太田 憲男